

森林経営管理制度

2019年 **4月** スタート!

あなたの森林をつなぎます

森林所有者



意向の調査

経営や管理の委託

市町村



管理

経営や管理の
再委託

林業経営者



詳細は林野庁Webサイトへ

森林経営管理法



林野庁

森林経営管理制度の仕組み



森林所有者

① 意向を確認

② 経営管理
を委託



市町村

林業経営に
適した森林

③

林業経営に
適さない森林

④



林業経営者
経営管理を再委託



市町村
自ら管理

適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、**御意向を確認**します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いたときは、**市町村と協議の上**、必要に応じて**経営管理の委託手続き**を行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて



お問い合わせ先

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

☎ 03-6744-2126

✉ shinrin_keieikanri@maff.go.jp

または

お住まいの都道府県・市町村の林務担当部局 まで